

# 定 款

一般社団法人東京都病院協会

平成 21 年 4 月 1 日設立

令和 2 年 6 月 16 日改正

# 一般社団法人東京都病院協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東京都病院協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、都民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とし、都内に存在する全ての病院等が高い倫理観のもとに一致協力して、医療の質の向上と健全経営に関する諸般の問題を調査研究し、病院等の組織・医療の充実及び発展を図り経営の安定化に資するものとする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京都内の保健、医療、福祉活動に関する事業
- (2) 病院等における医療の質の向上に関する事業
- (3) 病院等の健全経営に関する事業
- (4) 病院等相互並びに病院・診療所の連携協調に関する事業
- (5) 病院等の医療制度、社会保険、社会保障、税その他関係諸法規等の調査・研究、要望・提言に関する事業
- (6) 病院等における労務管理に関する事業
- (7) 病院等医療従事者の教育研修、福利厚生及び表彰に関する事業
- (8) 病院等の渉外、広報及び情報活動に関する事業
- (9) 医療従事者等有料職業紹介事業
- (10) 出入国管理及び難民認定法に定める登録支援機関として行う1号特定技能外国人への支援事業
- (11) その他この法人の目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

(1) 正会員 東京都内に所在する医療法上の病院等を単位とし、それらの単位組織を代表する者であり、この法人の目的及び趣旨に賛同する個人。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項(1)の正会員が代表する病院が、介護保険法上の介護医療院に転換等を行い、医療法上の病院等ではなくなった場合であっても、引き続き正会員の資格を有するものとする。

### (入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める所定の様式による入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会の可否については、社員総会が別に定める基準により、理事会において決定し、本人に通知するものとする。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

3 前2項の入会金及び会費は、別に定める規則による方法により納入する。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員が所属する団体が消滅したとき。

(4) 2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 総正会員が同意したとき。

(退会)

第10条 会員は、任意に退会することができる。なお、退会しようとするときは、所定の様式による退会届書を提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の特別決議に基づき、除名することができる。その場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をすることとするが、その除名の通知を受けた会員には、社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、一般法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面または同条第4項の電磁的方法に記載した総会の目的たる事項以外は、決議することができない。

#### (開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- (3) 前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
  - ① 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
  - ② 請求があった日から30日以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

#### (招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、書面又は電磁的方法による投票を認める場合を除き、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。た

だし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

- 4 会長は、前項の書面による通知に代えて、法令で定めるところにより、正会員の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長及び副議長は、当該社員総会において出席している正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 社員総会は、正会員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 社員総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、正会員として表決に加わることはできない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 正会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定めるそれぞれの定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 21 条 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在員数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 目的たる事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

## 第 4 章 役員等

(役員の設定)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 40 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- (3) 理事のうち、1 名を会長とし、6 名以内を副会長、15 名以内を常任理事とすることができる。
- (4) 前号の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長のうち若干名及び常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は社員総会において、各々選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務・権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、その内、業務執行理事は法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。会長に事故がある場合は、業務執行理事たる副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事会は、会長及び第 23 条第 4 号に定める業務執行理事たる副会長及び常任理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選定することができる。

(監事の職務・権限)

第 26 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令に定めるところにより、監査報告書を作成する。
- (2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- (3) 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。
- (4) 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、監事は会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求の日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
- (6) 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。
- (7) 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。



(8) 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

4 役員が欠けた場合、又は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(名誉会長・顧問及び参与)

第31条 この法人に名誉会長並びに若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長は、多年会長の職にあつて、顕著な功績があつた者を社員総会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 4 参与は、この法人の事業に精通している者のうちから、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び参与の任期は、役員の任期規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定。
- (2) 理事の職務の執行の監督。
- (3) 会長、副会長及び常任理事並びに常任理事以外の業務執行理事の選定及び解職。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度6回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録をもって会長に招集の請求があつたとき。
  - (3) 前号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第26条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合又は前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、業務執行理事たる副会長が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合には、その日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的たる事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 37 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決裁するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 39 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第41条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。
- 3 委員会の委員は、委員長または現任委員の推薦に基づき委員会で選任する。委員長は委員の就任および退任について理事会に遅滞なく報告するものとする。
- 4 委員会委員は会長が委嘱する。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第42条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理・運用)

第43条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議によるものとする。

- 2 財産のうち現金は、確実なる銀行又は信託銀行に預け入れ若しくは信託し、あるいは国公債、確実なる有価証券に換え保管するものとする。

(経費の支弁)

第44条 この法人の経費は財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第47条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て変更することができる。

(合併等)

第50条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 51 条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であつて総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設置等)

第 53 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 54 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める社員総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

(公告)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 付則

(施行時期)

第57条 この定款は、平成21年4月1日から施行する。

(最初の事業年度)

第58条 この法人の最初の事業年度は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第59条 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第45条第1項の規定にかかわらず、設立時社員の定めるところによる。

(設立時役員等)

第60条 この法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	河北博文
設立時理事	河北博文
設立時理事	古畑 正
設立時理事	猪口正孝
設立時監事	岸本晃男

(設立時社員)

第61条 この法人の設立時社員の氏名、住所は以下のとおりである。

設立時社員	1 住所 (略)
	氏名 河北博文
	2 住所 (略)
	氏名 古畑 正
	3 住所 (略)
	氏名 猪口正孝

(法令の準拠)

第 62 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他法令に従う。

以上、一般社団法人東京都病院協会設立のためにこの定款を作成し、設立時社員全員が次に記名押印する。

平成 21 年 3 月 11 日

設立時社員 河北 博文 印

設立時社員 古畑 正 印

設立時社員 猪口 正孝 印

改正 平成 22 年 3 月 16 日 第 45 条改正

改正 平成 29 年 6 月 20 日 第 41 条改正

改正 平成 30 年 6 月 19 日 第 4 条および第 6 条改正

改正 令和元年 6 月 18 日 第 4 条改正

改正 令和 2 年 6 月 16 日 第 15 条第 2 項、第 17 条第 1 項、第 17 条第 3 項、  
第 17 条第 4 項、第 21 条、第 34 条第 3 項、第 35 条  
第 4 項、第 39 条改正